

イラスト制作業務に関する覚書（案）

まちくらブックトレード実行委員会（以下「甲」という）と、ガムのアトリエ（以下「乙」という）は、乙が制作するイラストレーション（以下「本著作物」という）の取り扱いについて、以下の通り合意し、本覚書を締結する。

第1条（制作依頼と対価）

1. 甲が乙にデザインの書き起こしを依頼する場合、甲は乙に対し、別途合意するデザイン料を支払うものとする。
2. デザイン料の金額および支払条件については、案件ごとに都度、甲乙協議の上で決定する。

第2条（ラフ案の取り扱い）

乙が制作過程で提供したラフ案（採用されなかった案）について、甲は決定稿以外のデータを速やかに、かつ確実に削除しなければならない。甲は決定稿以外の案を無断で使用、流用、または第三者に開示してはならない。

第3条（加工およびAI生成の利用）

1. 甲は、乙から納品された本著作物について、AI生成技術を含む各種加工および改変を自由に行うことができる。
2. 前項の加工を行う場合、甲は当該デザインを公表または頒布する前に、乙に対して内容の確認を行わなければならない。
3. 加工後のデザインは、乙が制作した元のデザインイメージから大きく逸脱しないものとする。

第4条（権利の帰属と頒布）

1. 本著作物を加工・製作した成果物（グッズ等を含む）に関する一切の頒布権、販売権、および二次的著作物に関する権利は、甲に帰属するものとする。
2. 甲は、本著作物を利用したグッズ制作等の商用利用を自由に行うことができる。

第5条（クレジット表記）

1. 本著作物の利用にあたり、乙の氏名等のクレジット表記は任意（必須ではない）とする。
2. 甲がクレジットを表記することを希望する場合、その表記は「デザイン原案：ガムのアトリエ」とする。

（甲） 依頼者：

連絡先：

年 月 日

（乙） 制作者：

連絡先：

年 月 日